

平成 27 年第 1 回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第 4 日目)

平成 27 年 3 月 10 日(火曜日)

午前 9 時 30 分開議

第 26 一般質問

- 第 11 議案第 18 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 20 号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 21 号 訓子府町道路占用条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第 23 号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 10 号 平成 27 年度訓子府町一般会計予算について
- 第 16 議案第 11 号 平成 27 年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第 17 議案第 12 号 平成 27 年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 18 議案第 13 号 平成 27 年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第 19 議案第 14 号 平成 27 年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第 20 議案第 15 号 平成 27 年度訓子府町水道事業会計予算について

○出席議員（１０名）

１番 小 林 一 甫 君
 ３番 西 山 由美子 君
 ５番 上 原 豊 茂 君
 ７番 工 藤 弘 喜 君
 ９番 山 本 朝 英 君

２番 佐 藤 静 基 君
 ４番 安 藤 義 昭 君
 ６番 橋 本 憲 治 君
 ８番 河 端 芳 恵 君
 １０番 余 湖 龍 三 君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町 長	菊 池 一 春 君
副 町 長	佐 藤 明 美 君
総 務 課 長	森 谷 清 和 君
企 画 財 政 課 長	伊 田 彰 君
町 民 課 長	八 鉏 光 邦 君
福 祉 保 健 課 長	渡 辺 克 人 君
農 林 商 工 課 長	村 口 鉄 哉 君
建 設 課 長	佐 藤 正 好 君
上 下 水 道 課 長	遠 藤 琢 磨 君
会 計 管 理 者	佐 藤 純 一 君
教 育 長	林 秀 貴 君
管 理 課 長	山 内 啓 伸 君
社 会 教 育 課 長	山 本 正 徳 君
社会教育課業務監	元 谷 隆 人 君
幼稚園・保育園・子育て支援	
センター事務長・児童センター長	中 山 信 也 君
図 書 館 長	三 好 寿 一 郎 君
農業委員会事務局長	竹 村 治 実 君
教 育 委 員 長	飯 田 洋 司 君
監 査 委 員	山 田 稔 君
農 業 委 員 会 長	清 井 敏 行 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 係 長	本 庄 朋 美 君

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第26、昨日に引き続き一般質問を継続いたします。

5番、上原豊茂君の発言を許します。

5番、上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 5番、上原です。通告書に従いまして、私の一般質問を進めてまいりたいと思います。

1点でありますけれども、自治体運営と住民コンセンサスについてであります。

国は情報開示を制限するとともに、国のありようや国民生活に大きく関わる政策・施策に対して十分な時間を費やすことなく、さらには、丁寧な説明もせずに進めていると感じているところであります。

一方、訓子府町は、まちづくり施策に町民の声を聞く機会をさまざまなかたちで取り込んでいると認識しているところです。

この違いに違和感を覚えることもありますが、「地方自治」の基本要素が住民自治、いわゆる住民の意見に基づいて行うという点からすると、当町は、地方自治体運営の大道を進んでいるといえると思います。

しかし、これらのことが多くの町民に周知されているかについては、大きな疑問が残るところです。

今までの行・財政運営と住民コンセンサスの位置付けを分析し、これからの自治体運営における住民コンセンサスのあり方を考える必要があるとの観点から、町長の所信を伺います。

1点目は、今までの自治体運営における住民コンセンサスの位置付けと施策遂行上の課題についてであります。

2点目は、「まちづくり」における住民と町職員の理想的な関係について。

3点目は、これからの自治体運営で住民の声・住民合意をどう位置付けるかについて考えを伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「自治体運営と住民コンセンサス」について3点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

1点目に「今までの自治体運営における住民コンセンサスの位置付けと施策遂行上の課題」についてのお尋ねがございました。

地方自治の本旨では団体自治、住民自治の二つの要素からなるとされており、住民参画は国の制度にはない直接制が保障される住民自治の根幹をなすものであると考えておりま

す。

そういった意味からは、さまざまなご指摘はありますが、まちづくり推進会議をはじめ夜間町長室、車座トーク、おじゃまします訪問、各団体等との意見交換や地域に出かけるなど多くの広報広聴機会を設けてきています。

しかし、地域に出かけることを前提に始めた「車座トーク」は、地域待ちという側面もあり、予算やまちづくりに対する住民参加、参画の仕組みを制度的に整える必要性を感じています。

2点目に『『まちづくり』における住民と町職員の理想的関係』についてお尋ねがございました。

まちづくり、自治体運営には職員の役割が重要になり、職員は行政運営の推進力であり、職員が多くアンテナを張りながら町民の生活や暮らしの向上のため全力で頑張ることは、すべての職員に課せられた任務でもあります。

そういったなかで、例えば地域担当職員が猛暑や豪雪の際に高齢者宅を訪問し見守り活動を行っています。この制度をさらに発展させ住民の皆さんと向き合い、寄り添い、その中で住民の望んでいることを政策として仕事に取り組み、期待に応えていくことが住民との信頼関係を築くことにつながると考えています。いずれにしましても、大事なことは住民が必要とする、住民側の視点に立った対応も含めた考え方を職員一人ひとりがさらに醸成していくことが重要と思っております。

3点目に「これからの自治体運営で住民の声・住民合意をどう位置付けるべきと考えるか」とのお尋ねがございました。

1点目でもお答えしましたが、住民参画は住民自治の根幹をなすものであり、私が掲げた「町の将来は町民の総意で決める」、住民が町政に直接参加できる住民投票条例なども含め、選ばれた町長と選ばれた議員にすべてを付託するだけではなく、一人ひとりの生活、暮らしの問題に声を出せるよう地域の住民の方が成長していく施策の検討をした中で住民と議会、行政が三位一体になって良いまちづくりをしていくことが基本だと思っております。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） ただいま、回答をいただきましたけれども、まず、再質問に入ります前に前段の中にも申し上げておりますけれども、これからの自治体運営について、このことをきちんと総括していくということが大きな意味をなすというふうに考えております。昨日の一般質問の中にもありましたけれども本年度選挙があると、町長選・町議選があるという点から事前運動になったら困るというような発言の中で町長の基本的な考え方を明確にしないということがありましたけれども、私はこの質問に対しては、町長のいままでの8年間の総括も含めて単なるマニフェストはどの程度達成できたかという点でなくして、私は町長の基本的な姿勢、それがどこまで達成されたのか。何が課題として残っているのかという点を明確にしていくということが立起を表明した町長として、また、今まで8年間行政を担当してきた者としての責任があるだろうというふうに考えての質問であります。そういうことを念頭におきながら、ご回答いただきたいというふうに思うところ

であります。

まずは、1 番目の関係でありますけれども、この中で回答いただきましたように、いろんな取り組み等々、また、課題等もございますけれども、私はあえてお聞きしたいのは、今まで町長が基本的に住民の声をきちんと踏まえて、住民が町民が参加する中でまちづくりを進めていくということを念頭において、行政担当をしてきたと、行政を担ってきたというふうに認識しております。そういう意味で、おそらく相当高い数値のマニフェスト達成だという表現がありましたけれども、基本的な部分でなかなか前へ進めない、自分の思いが達成できなかったということも多々あったというふうに対峙する立場から感じているところでもあります。そういう意味で、住民の思い、声をどういうふうに受けとめるのか。それを町政に反映していくという点からすると、どの点でその合意を得たというふうにとらえていたのか、最終的には、町長の判断でさまざまな施策について、前へ進めていくということになっているわけですが、その辺の菊池町長としての判断基準というのは、どの辺にあったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 8 年間担当させていただいて、私自身は冒頭の最初の訓子府の元気の政策作成にあたっては、かなり住民の方の中に入りながら、直接あるいは間接的にも、さまざまな地域の課題やあるいは抱えている問題等について意見を相当伺ったように私自身は感じております。ですから、最初のマニフェスト等については、これはもう明らかに住民の意見を政策に反映をさせて、マニフェストをつくらせていただいたということが 1 点、同時にまた、私自身が 30 数年に及ぶ自治体職員の中で経験し、今の行政にとって何が足りないのか、さらにまた何を継続していかなきゃならないのかという行政的な課題を一つのベースにしながら 4 年間の政策づくりをやってまいりました。もちろんその大事なことについては、訓子府町の財政が合併協議の中で平成 21 年に基金が枯渇し破綻するという一定の方針を時の行政の代表者含めて出したことをどうやってそれが安定的な財政運営をもたらすことができるのか。さらにまた、基幹産業であります農業を持続的に発展させていくためには何が必要なのか、そしてまた、私自身も担当として手がけてきた商店街振興をどのようにしてさらにソフト事業中心にして、この商店街が発展するようにしていかなきゃいけないのか等々含めて、その基本は、住民自治、住民の声を基本としながら、団体自治、我々の仕事の政策に、あるいは決断に反映させていったということが基本的な考え方として、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5 番（上原豊茂君） 今、町長からお答えがあったように、確かにいろんなかたちで住民の声を受け止めていたというふうに私も認識しているところでもありますけれども、行政運営の中で難しいなど、そうだろうというふうに私が感じるのは、自分自身がといいますか、最高の判断する立場にあるものが、住民の声、住民のいろんな思いを受けとめるということはもちろんですが、それだけで例えば本来的には十分なのかという問題もあります。当然、政治でありますから、賛成支持者もいれば、反対する、反対のための反対だけしかないという方も多いのは事実であります。しかし、私がずっと見てきて思うのは、町長自身の思いが本当にきちんと住民に伝わっていたのかなというところも、先ほど申し上げましたけど、疑問を持っているところでもあります。なかなか前段申し上げました

ように町長は憲法第92条の地方自治の基本理念というものをベースにして、いろいろな取り組みをしてきた。私はたまたま合併議論がある中での議員となりましたので、ある意味では、憲法と住民自治について、多少なり勉強させていただいたというふうに思っていますし、その後、菊池町長が基本的な自治体運営に対して憲法をベースにしているということを常々表現しておりました。確かにそういうことをきちんと踏まえて自治体運営をしていくということの大切さ、我々が非常に憲法って遠いものだと、自分の生活に遠いものだと思っていたわけですが、実は本当に身近なものだと。足元にあるんだということをきちんと考えなきゃならないというふうに私自身が思いました。この私が思った、感じ取れたことが、町民の人たちにどれだけ伝わっているのかな。そういう疑問があります。いつも町長が言う自治法、要するに憲法を基準にした自治法の自治体運営の基本理念というものをきちんと踏まえていかなければならないという主張を町民がどれだけ受け止めてくれているのか。私はあえて言わせてもらえば、そのつながりを持つ、そのつなぎをしなきゃならない職員がどれだけそのことを町民に伝えていたのかというところに、最近いろいろと行政運営の中で、また自分がこういう立場にある中で考えたときに、最大の課題かなというような感じで受け止めたところでもあります。そういう意味では、町長自身は自分の思いを全面に出しながら向き合っているけれども、なかなかそのパイプがなかったんじゃないかと。5千人強の住民皆と向き合うわけでありませんから、やっぱり広がりが必要だろうと。そのための駒はまさにいつも町長が言う、本当に大切な、その行政運営の中で大切な立場にあるんだという職員、この人たちがどれだけ町民と向き合うのかということが、私は大事だったんだろうと思いますけれども、その辺について私が違和感を感じている、なかなか住民に伝わっていないんじゃないかという点については、町長はどのように受けとめているのか伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町民がどのように理解しているのかという点では、私自身が言っている憲法上の平和主義や基本的人権の尊重やそういったことについては、私自身も含めて永遠の憲法が定めているように、国としてそういう環境の醸成を努めていかなければならないという努力義務を国民に課している課題でもありますし、私自身にもまた課せられた課題だと思いますので、議会では必ずや執行方針の中にこれらを網羅しながらお話をさせていただき、随所において説明をさせていただいているところでございます。しかし、このことを職員自身があるいは住民の方がどこまでご理解いただいているのかということについては、わかったかわからないかということでもやることでもございませぬので、私自身も含めて一つの、いつの時代も大切にしていかなければならない本旨でありますし、永遠の課題かどうか、本質だというふうに私自身は思っておりますので、これからもこれは訴え続けてまいらなければならないのかなというふうに思っております。

私が2期8年間、町民の審判を受けながら、こうやって仕事をしてきたということは、そういう基本的な私の姿勢に対する一つの住民自身が頑張れというメッセージでもあると私自身は理解しておりますし、ある意味では、そうした中であってでも、お任せ民主主義からの脱出というか、それではいけないということは、住民が主体となる住民自治をさらに発展させなければならぬというふうに考えているところでございます。町長だからうんぬんということもありますけれども、できるだけ住民自治をベースにした団体自治を運営

していくというのは自治の基本ではないのかなというふうに思っています。

一方で、地方自治は二元制であります。これは選挙で選ばれた町長と、選挙で選ばれた町議会議員との二元制の直接民主主義であります。これは釈迦に説法でありますけども、議員の役割というのは三つございます。一つは住民の声をいかに町政に反映させるか。自分たちの身近な住民の市民のあるいは声をどのようにして町政に、自治に反映させるかという役割が1点。2点目は、行政が町長トップとする行政運営がおかしな方向にいたり、あるいは間違っていることに対するチェック機能が2点目であります。3点目は、議会自らが、議員自らが必要とする条例を立法を議員が提案するという三つの役割を持っています。我々はそう考えますと、我々自身の努力と二元制の議員の議会の努力が相まって、住民自治の本当の私は到達点といいたいでしょうか、理想が現実の中で自治体運営として働いていくのではないのかなと私自身は思っています。これは私にとっても、議会の皆さんにとっても一つの課題であり、これから進めていかなきゃならない。今後の訓子府の未来を現実のものにするためにも大事な役割だと思っています。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、町長が言いました議会議員としての役割、それについては、まさにおっしゃるとおりで、これからの我々の課題であろうというふうに思いますし、これからどういう体制の中で、行政といいますか、執行者と対峙していくのか、そういう体制が見えませんが、まさにそこをしっかりと受けとめながら向き合っていかなきゃならないというふうに思います。

私はここで町長が基本的に当初から住民投票条例ですとか、基本条例というのがいかに大事なのかと。今までの回答の中でもありましたけれども、そういう思いを抱きながらなかなかここに到達していないという点で、今一つ大きな課題をもっているのかなというふうに思います。ぜひですね、これが3期の菊池体制ができるのか、また新たな体制ができるのかは別にしまして、この件については、私も当然こういう体制、要するに直接住民が、町民が判断を下せるような体制、それぞれの役割を明確にしていくという条例の設立といいますか、施行というのが必要だろうと思っておりますので、今、前段で申し上げましたここに到達できなかった課題をどのように受けとめているのか、その辺についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1点目でお話したのは、地方自治というのは、やっぱり二元制なんだと。今言った住民にいかに浸透していくか、住民の声を反映して行政がより民主的な行政運営をするかというのは、私どもと議会と議員方との共同のやっぱり仕事なんだという、立場はもちろん違いますけれども、そういう意味でご理解いただきたいというのが1点であります。

もう1点は、やっぱり長い歴史の中でお任せ民主主義というのは、まだまだ訓子府町というのはあります。選んだ町長なんだから、町長が思うようにやっただけなんだと。何もそんな今さら住民に改めて意見を聞かなくても、お前に任じたんだからという意見はいまだに強い。これは良いか悪いかは別として、そう簡単に変えられるものではないし、あながちそういうことは一面では間違っているとも言えない。とすれば、私は少々時間がかかっても、この大事な訓子府の町の将来は町民自身が決める。議会や我々にすべてを付託し

ているわけではないという状況の中で、住民投票条例や自治基本条例というのは非常に大事な根幹をなすものだというふうに思っています。だから、それだけにこの8年間掲げながらもできなかったというのは、現状との私自身も含めて、町長がトップダウンでやるよってということで、やりますということで前へ進めていくことが本当にこれでいいかという、全国のいろんな自治基本条例や住民投票条例を見ていると、あながち多くはつくったものというのは見えてきておりますから、だから、町長がトップダウンで必要だからということで、議員の皆さんのご理解をいただいて、どんどん進めていくということが本当にいいのかという意味での迷いがやっぱりいまだにあります。だから、大事な住民基本条例や議会と住民と行政のそれぞれの役割と責任を明確にしていくという自治基本条例の一方とそれから町の将来は自分たちの力で決めていくという投票条例と、こういう二つの柱の中で、どうかたちが訓子府町に具体的に必要なのかということをもう1回整理させていただきながら、私は、3期目の柱にしたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） この案件については、当然、議会、時の体制の中でもきちんと研究し、議論を重ねていくということが問われてくるというふうに私も認識しております。

時間もあれですから、次の2点目の関係であります。

住民と職員の関係でありますけれども、私もたまたまいろんな方とお話させていただく中で、「ああそうなの」というような、驚くような職員と住民の関係を聞かされております。とりわけ、地域担当職員の関係でありますけれども、非常に高齢者にとっては評価が高い声を聞かせいただきます。それはやっぱり、直接顔を突き合わせ、声を交わすということでの信頼関係、それがどんなに強いのかというのをそこで感じさせてもらっているところでもあります。そういう中で具体的に話していると、個人の名前があがって、この人はこうしてくれた。だから私はこうなんだということが出てきます。非常に私は誰がどうのっというんではなくて、そういうことが至る所で起きているということを実感させていただいていますし、非常にうれしく思います。そういう点からすると以前も申し上げましたけれども、この地域担当職員の立ち位置関係をもっと明確にするべきではないのかという発言もさせていただきました。それが町長は町長として、一つの思いがあって自主的な職員の行動を期待すると。そこで住民からいろんな研鑽を受けるという期待をしているというふうに思っておりますけれども、やはり十分な自分の思いを伝えることができない。また、行動も十分でない不安がいつぱいの生活の中で、その地域担当職員の電話番号があると。たまたまその人はそういう電話番号をもらっていたんだと思うんですけども、そのことが非常にやっぱり心強いという言い方をしている方がいらっしゃいました。私はそういう人たちに遠慮なく何かあった時には電話をしたほうがいいんだよという話をしますけれども、こういう評価があるんだということを私は職員全体が認識していくべきだというふうに思うんですね。またある方は、もう自分で自由に動くことができない。そういう方がかつて訓子府でいろんな仕事をしてきた、私の仕事はああいう仕事をした、こういう仕事をしたと私に伝えました。その最後に、そこにぜひ行ってみたらという話をしたら、いや実は、職員がそこに連れて行ってくれたと。そんな素晴らしい感動する話もあるんですね。それはきっと意図的な恣意的なものでなくて自然な人と人のつながりの中で行動したことだと

思うんです。そのことが先ほど私が問題提起したパイプ、首長と住民とのパイプとしての働きといたしますか、ここを評価していかなかったら、いつまでたっても同じ、役場の職員、給料泥棒という感覚が強く住民の中に残ってしまうのではないかと。ぜひ、こういう一つひとつの評価といたしますか、そういうことを私はどんどん広めていく必要があるだろう。それは職員に対しても住民に対してもそういうことを伝えていくことが大切でないかというふうに思います。そういう意味で私はこの地域担当職員の位置関係について、さらに、これは政策的にどう見るのかっていうのは、いろいろあろうかと思えますけれども、私はもっと充実させていく必要があるだろうと。そのことで、さまざまな課題解決につながっていくんでないかというふうに考えるところですが、その辺について、町長がどのようにとらえているのかお聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私が町長になって地域担当職員の提案をしたときに、もっとも職員の方たちから抵抗が大きかったのが、この地域担当職員制度ではなかったかなというふうに思っています。あのとき合併の議論が全国的に湧いていて、千葉の合併宣言を最初にやった町の町長が、住民が自発的に自分の住んでいる地域で住民票を発行したという話を聞いてちょっと驚いたことがあります。寒村の小さな町の隅々まで、役場まで行けないという人たちのために住民が自らそこで地域担当だったかどうかわかりませんが、住民票の発行を自分の家、集落でやったという、やらしてくれといったのかやったのかというところ驚きました。私はやっぱり住民自治の基本に役場職員とのやっぱり、それを支え励ましお互いに共有し合うという点でいくと、非常に感動した記憶がありますので、この政策をあげました。しかし最初は、非常になかなかご理解いただけなかった。時間外がでるのか、結婚式に呼ばれたら行かなきゃならないのか、葬式は手伝わなければならないのかとか、だめな理由のほうやっぱり私のもとに聞こえてきましたので、ここは副町長含めていろんなご理解をいただく、半部仕事、半分仕事外だなんてこともいいながら地域の中に入っていく必要性を訴えてきました。もちろん町内会・実践会の中には必要ないと、そんなだったら、そこに住んでるいろんな町内会の行事にも出てくる方が先だべやとか、あるいはまた民生委員児童委員との仕事とだぶっているんじゃないのかとかいうような、いろんな意見がきました。さらにまた、人によって違うと職員によってこんなに違うのかということも聞こえてきました。しかし一つの提案を政策的な提案をしている中で、それが職員の皆さん自身に浸透し、自分のものとして、これを本気になって動き出すためには相当の時間がかかるだろうということを思っておりましたけれども、今年特に大雪が多い中でも、かなり除雪スコープを持っていったり、あるいはストーブの排気口っていうんでしょうか、そこが詰まっていらないだろうかということを見に行っていたり、あるいは、福祉保健課の人に伝えたり、お互いに課を超えた連携し合うということが起きてきました。これはやっぱり私は少しずつ職員の中にも、それは、自治体職員として当然必要なことだという意味での自覚が少しずつできてきたのではないかというふうに思っておりますので、これをさらにどのように発展させていくのか、私は担当課が除雪に行ってくださいということで、そして日記帳といいたしましょうか、日誌が私のところに必ず決済できます。あそこの家に行ってこんな話あったというのがきますので、全部の職員が行っているかどうかは別としても、少なからずさらにまた自発的にという願いも思っていることでありま

す。ですから基本的には、この制度はやっぱり大事にしながら、職員自身が住民と向き合うという点でも、この制度をさらに充実させていく必要があるんだろうなというふうに感じているところでございます。まだまだ私と会っても挨拶のできない職員、おはようございますとこっちから言わなかったらおはようございますと言ってくれない職員もいる。ポケットに手をつつこんだりうんぬんというの中にはいるかもしれませんが、随分職員は変わってきたという評価が高い。これは私自身の喜びであり、誇りでもありますので、日本一の自治体職員と言われるような訓子府町職員に私も含めてなっていきたいと思っていますので、一層のご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 町長も職員のそうした動きを周知しているという点では安堵したところでありますけれども、町長も申ししていましたけれども、さらにこういう関係を強くといいますか、きちんと住民とのコミュニケーションをとりながら、それを継続していくこと。そのことが行政の運営に対して理解をいただく、またいろんな議論もできるというところにつながっていくというふうに思いますから、ぜひ、当然、先ほど町長から指摘ありました議員としての働きというのも、きちんと我々は認識していかなければなりませんけれども、私どもから見た職員の努力というのも、そういうところに向けていただきたいなというふうに感じているところであります。やっぱり町民と寄り添うということをきちんと醸成していくということの大切さを今、町長とのやりとりの中でも実感したところがありますし、もう一つは、非常にやっぱり、高齢者の中では、女性職員に対する評価が高いんですね。というのは、やっぱり優しさといいますか、声のかけ方だと思えますけれども、もちろん除雪するだけだったらパワーのある男性職員のほうがいいのかもかもしれませんが、本当にやっぱり困っている、なかなか心を開けない人たちに寄り添えるのは、あるいは女性職員のほうが適しているのかなというふうに、いろんなそういう会話の中で感じたところであります。そういう点からすると、私は訓子府町における、ここでこうやって見てもそうですけれども、説明員の中に女性職員がいないということも、一つ大きな課題としてあるのかなというふうに感じているところであります。そういう意味では、もっともっと住民からの評価を受けとめながら、女性職員も切磋琢磨し、きちんとした、何ていいますか、自分の評価を受けた立ち位置で仕事をしていただくということを願っているところでありますけれども、この辺についての町長の考え方と言いますか、それがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 二つ、三つお話させていただきますけれども、私たちは、住民の生活や意見に寄り添うということを大事にしていますけれども、しかし、ポピュリズムに迎合^{げいごう}をしてはいけないということも一方ではあります。大衆、住民の言っていることはすべて正しいかどうかと。これは非常に微妙な問題がありますから、昔のように、声の大きい人に従うような役場職員では困るということもありますし、言っていることの整合性や、あるいは正しさというのはやっぱり客観的に公平に判断する力量を1人ではなくて、担当課のその地域の課長職が責任者になっておりますから課長職やあるいは全体を通じての中で副町長やあるいは私どもも含めて要請やいろんな声に対して寄り添うということを取捨選択、あるいは判断していかなくちゃならないということもありますので、そういう意味での精度

も上げていかなきゃいけないなというふうに思っています。

それから、昨日の答弁の中で、認知症の養成を各町内会・実践会でやっていくというお話をしています。じゃ住民に認知症の養成講座や資格取得を講習会をすべての町内会・実践会でやることだけでいいのかどうかということの問題でいきますと、やっぱり自治体の行政職員ができる限り地域の人との顔と名前が一致したり声を掛け合う関係というのは、すごく大事だというふうに思っていますので、これは両軸だというふうに私は思っております。その点では、この地域担当職員がさらに仕事の質、日常業務の質にかかわりながらも、さらに発展していかざるを得ないというふうに思っておりますので、この点をご理解いただきたい。

それから、女性の職員の評価であります。私が役場に入ったころは申し訳ないんですけど窓口業務とお茶くみというイメージが非常にありました。中には卓越して非常にすぐれた方もおりましたけども、一般的には、結婚した辞めるもんだとかという意見がありました。深見町政になってから結婚退職というのはなくなりました。私も、それは当然のこととして、女性が安心して結婚しても出産しても、子育ての期間でも安心して働ける職場づくりをつくっていくというのは、当然の状況をつくっていかなきゃならない、責任者としてそこは自覚しております。私はいよいよ、もし3期目を担当することになりましたら女性の課長職は必ず登用していきたいというふうに思っていますし、どんどんいろんな研修会にも女性に率先して参加していただきながら、自覚とそして評価をきちんとしながら行政運営に女性の力を一層発揮していただきたいというふうに思っておりますので、この点もまたご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 先に向けての展開について、町長からお話がありました。ご覧のとおりうちの議会も女性2名、昨日の一般質問で奮闘しておりました。そういう中で、やはり行政のほうもどんどん変わっていくべきだというふうに感じておりますし、そういう展開を期待をしたいというふうに思っております。

もう1点、この職員の関係で感じるところは、先ほど、町長の中にもありましたけどもいろんな考え方を持った職員がいるというふうに思いますし、誰しもが同じような行動をとれるわけではないというふうに私自身も認識しておりますけれども、しかし、どんどんこう時代が変わっていく、変化していく中で、私自身がそうですけれども、その時代の変化に対して対応する。本当にできているのかって自分自身で問うことがたくさんあります。そういう点からすると、100人弱の職員ですけれども、それぞれの世代の中で、それぞれが、その世代で感じたもの、行政運営の中で感じ取ったもの、町民の声、思いを感じ取ったものをどういうふうに融合するのか。それがやっぱり大きなこれからの展開の中で課題となっていくんでないかというふうに感じているところであります。経験からくる知恵と新しい変化に対応する力が、それがうまく共演していったときに、まさに新しい力になってくるんでないかというふうに感じているところであります。当然そういう方向性が構築されれば広い範囲と言いますか、広い層からの住民からの行政運営に対する支持を受けれるというふうに感じておりますので、ぜひそういう意味での庁舎内の変革もしていくべきだというふうに思いますけども、それについて、町長はどのようにとらえているのかお聞かせをいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今さらあれですけども、職員は、公務員は身分保障をされております。一度採用になると解雇、不当な首なんていうことにはならないということも、職員も、だから公務員は入ったら退職までちゃんと首にならないんだなんていう、そういう身分保障だなんて勘違いしてる職員もいるかもしれません。しかし、職員の身分保障というのは、いかなる状況にあっても、住民の立場に立って仕事をするということが身分的に保障されていることでありますから、町長も完全な町長ではありませんので、時には暴君になったり、あるいは乱暴なことを言ったりする場合もあるでしょう、しかし、それは恣意的なことではなくて、町民にとって、このことが町民の幸せ、幸福追求権にとって決して失ってはならない主張をやめるということは絶対あってはならないことで、むしろその立場、立場によって職員が町長、副町長や課長たちに物を進言していくということは当たり前のことなんですけども、なかなかこれは現実的に言葉では優しいようだけど難しい。なかなか自己主張できないということもあります。絶えず副町長、教育長とも相談しながら、ハウレンソウなんていうことを言っているところであります。すなわち報告と連絡と相談を密にしていきたいと。どうすれば若い職員の意見を我々は酌み取ることができるのかということも一つの悩みであります。それは世代によってかなり違います。なかなか自己主張のできない世代が若手の中にはやっぱり多くありますし、そういったものをどうやって乗り越えるかということも大事なことだと思いますので、私は世代を超える、すなわち年齢を超えて、役職を超えて、男女の性別を超えて、やっぱり正しいもの、あるいは必要なものを主張し、やっぱり中心に据えるような、やっぱり町政運営でなければならないと思っていますので、今後これも努力目標の一つとして、お力添えをいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 今、町長の口から、町長に対してもそれぞれの思い、職員の声をしっかりとよこせということでもあります。組織によっては、トップに対して歯向かうとすぐ自分の立場が危くなるということで、なかなかそれぞれの思いを伝えられないという、そういう組織も身近なところにあります。そういうことでなくして、やっぱり今、町長が言ったように、多少いろんなあつれきが生まれるかもしれないけれども、やっぱり主張すべきところはする。自分の思っているのをきちんと前に出していくということで、その個人自体も成長するでしょうし、組織としてもさらに大きな器になっていくんでないかというふうに思いますので、ぜひそういう点では、ここに出席されている職員の方々は、どちらかというと先輩たちなんで、若い世代を次の時代に向けて育てるような努力も、そういう体制づくりもしていただきたいというふうに思います。

3点目ですけども、これからの自治体運営の中で、住民の声、住民の合意をどういうふうに位置付けるかという、その考え方について、お聞きしたいと思いますけれども、確かに、お答えにあったようにいろんな形で難しい部分がある。例えば、住民の声が必ずしも正しいと言えるわけでもないということも回答の中にありました。そういう判断、どこで住民の声をきちんと受け止めたという判断をすべきなのかということ是非常に大きな課題になってくると思うわけでもありますけれども、例えば、菊池町長として、これから町政を担うとすれば、どういう判断をするのか。例えば、今までいろんな形で町民と向き合

い、町民の声を吸い上げてきたと。聴き取ってきたと。そういう中でこれから、さらにいろんな大きな課題に向き合うときに、どういう状況をもって、それを決断し、施策、政策の遂行に駒を進めようとするのか。その辺についての考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 町政運営の一般的なスタンスとしては、各組織、あるいは町内会・実践会、さまざまな住民活動の中における意見を聞きながら、町政にできるだけ反映していきたいと。それは全体にとって訓子府の住民生活にとって、とても大切なことだと思えることについては、日常的な努力を私は職員とともにしていくということが基本であります。それを予算の中に反映させていく。

もちろんそれから今日の一般質問もそうでありますし、そうやって提案したものを議会の中でまたご提案いただいて、より完全なものにしていくということがあげられるんじゃないのかなと思います。

私の言っている、これからの自治体運営で住民の声、住民合意というか、少なからずあの合併の経験から申しますと直接請求が住民からございました。50分の1の、住民の選挙権の持っている50分の1の署名をもって議会に付託することができる。確かそういう記憶だったと思いますけど、それを瞬く間に50分の1の数は、あの時は合併を再考するという提案だったと思いますけども、しかし、議会は否決しました。このことが、これは合法的な否決ですから、何も言われる筋合いでもないということですけども、しかし、それを当時私は課長職でありましたけれども、アンケートに切りかえました。否決をしてアンケートをして、立会人をおいて、アンケート用紙は職員が配りました。そして、回収して投票のようなかたちでやったように記憶しています。それを最終的には、あの平成18年だったでしょうか。そのときに合併はノーだという結果が出ました。すなわち、議会の議決したことと住民の意見が異なってくるという選択が出てきたというふうに私は思っております。私はその点で考えますと、改めて町政運営における大事な問題については、住民に直接意見を聞くことを住民投票条例として、私は柱としてしたほうがいい、しなきゃいけないというふうにずっと思っております。すなわちそれは、町の将来、これから道州制の問題や市町村合併が改めてまたやってくるであろう。この2点もそうでありますし、例えば全国的にみますとごみの廃棄物の設置の問題とか、いろんなことでこの住民投票条例の中で選択を住民に直接求めていくということでもあります。直接請求は50分の1の署名運動でできますけども、住民投票条例は少なからず住民の有効票数を何ぼにして、選挙権を持っている方の何分の何以上をもって、それは町政というか、ある意味では、行政の運営に反映させるということになろうかと思うんですけど、もちろん議会にこれは諮りながら議会とも最終的には合意決定をしていくという、こういうルールづくりを、ことの町の進路、町民生活に著しく影響がある部分についての住民の合意というシステムをきちんとつくっていくということは大事でないかなと思っています。

先ほど言いましたように自治基本条例が全体として難しいという判断に立った場合は、少なからず、この住民投票条例についてはご理解をいただいて、私自身の提案としてでも、今度のもし3期目を担うことであれば提案をさせていただきたいというふうに今のところは考えているとこでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

○5番（上原豊茂君） 当然、選挙を目前にしてのいろんな課題というのがあるわけですが、今私が菊池町長にその考えを聞いたことは、例えば、誰が町長になろうとも、これから今までの経験値をもって何が課題でどうしなければならないのかというところにつながっていくというふうに思っております。そういう意味で、私は選挙を前にして事前運動うんぬんとかという考え方を持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、今だからしっかりと課題を明確にし、方向性を議論していくということの大切さを認識すべきだというふうに思って、今回の問題提起をさせていただきました。これらについて、どんどん前へ進めればきりがありませんし、前段申し上げましたように、選挙に対する事前運動というところについてしまうという、そういう指摘が出てくるということも考えますと、今回の質問については、この辺で閉めることがいいのかなというふうに思います。それで、いろんな課題があろうかと思いますが、言いにくいこと、聞きたくないこともたくさん言わせていただきました。ぜひ、この町が次の4年間もすばらしい展開ができるように、そういうことを願いながら、今回の私の一般質問を閉じたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 5番、上原豊茂君の質問が終わりました。

ここで、午前10時35分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、4番、安藤義昭君の発言を許します。

4番、安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） 4番、安藤です。私あまり高いところからそれぞれ物を言ったことがないので、声が途中で大きくなるかもしれませんが、ひとつその辺耳をふさいで聞いていただきたいと思います。

それでは、1問目、スポーツセンター耐震診断結果を受けて今後の考え方について、お伺いしたいと思います。

スポーツセンターにつきましては、昭和53年に設置されて37年を経過しているスポーツセンターは、今年度、町が耐震診断を行ったところでありますけれども、先日の報告では、診断結果値であるI s値は低く、震度6の地震で倒壊する恐れがあると伺っております。

スポーツセンターは現在も多くの方々が体力、また、健康増進のために利用されているスポーツ活動を支える「場」として、町の中核施設であります。スポーツセンターの現状と課題、さらには、今後の整備について、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

一つには、スポーツセンターの現状と課題についてということで、考えをお伺いさせていただきます。

二つ目に、耐震結果に伴う今後の整備について、どのように考えているかお伺いをしま

す。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 「スポーツセンター耐震診断結果を受けての今後の考え方」について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「スポーツセンターの現状と課題について、どのように考えていますか」とのお尋ねですが、現在のスポーツセンターは、昭和53年12月に開設され、鉄骨造のアリーナと鉄筋コンクリート造の管理棟の二つの建物で、総面積は2,680㎡の施設であり、今年で築38年目を迎えます。

スポーツセンターは、市街地の中心部にあり、役場庁舎や公民館、小中学校、温水プールなどと近接地にあるなど、スポーツ活動がしやすい利便性の高い場所にあります。さらに、スポーツセンターには観覧席を設けており、町内の各種大会や管内大会などにも利用しやすく、開設以来、スポーツの交流拠点として、町内外の多くの方々に利用されております。

スポーツセンターの大きな課題としては、開設から築38年が経過し、建物の老朽化、設備機器などの劣化が著しくなっております。

暖房設備につきましては、アリーナ、小体育館の暖房は、蒸気を利用し、天井に設置している暖房機器の輻射熱による暖房方式となっておりますが、長年使用していることから天井の配管に錆びが生じ、腐食が原因で水漏れを起こしており、24基あるアリーナの暖房機器のうち、数基は使用できないものがあります。

また、蒸気ボイラーについては、平成3年に機械を更新しておりますが、古い機器であることから、部品供給ができなく、常に点検、清掃を行いながら何とか稼働させている状態であり、暖房システム整備については、早急な対応が必要となっております。

また、屋根についても、経年劣化し、融雪時期になれば、すが漏りが発生するなど、大規模な防水工事の必要性に迫られている状態となっております。

このようにスポーツセンターは経年劣化による建物の老朽化や設備機器の劣化が著しく、近い将来には、大規模改修が必要な状態となっております。

次に、2点目の「耐震結果に伴う今後の整備について、どのように考えていますか」とのお尋ねですが、スポーツセンターは、町の防災計画の避難施設になっていることから、防災機能の充実を図るため、暖房を始めとする施設の改修に先立ち、本年度、耐震診断調査を実施したところでございます。

この調査は、昭和56年の新耐震設計法の基準に基づき実施されたもので、その結果は判定指標値であるI s値で数値化され、その数値が0.3未満の場合は、震度5強の地震に際し、倒壊の危険性が高いと言われております。

スポーツセンターについては、構造的にアリーナ棟と管理棟の二つの建物として、調査が行われましたが、いずれも、一部に指標値を下回る箇所があったところです。

特に、アリーナ棟は、鉄骨の柱、梁ともに部材の断面が小さく、耐力不足となっているほか、外壁の壁厚についても現行法の基準を満たしていないことが判明しました。

この結果を受け、スポーツセンターは本町のスポーツの交流拠点であり、毎日、多くの方々に利用されている実態を考慮し、早急な対応が必要であると同時にアリーナ棟の耐震補強工事は多額な工事費がかかると言われていたり、耐震補強工事は施設を長寿命化

させるものではないため、将来的には、部分改修が必要となることが予想されます。さらには、先ほど施設の課題の中で触れたように、老朽化により、多くの不具合を抱えている現状から管理棟部分も含めて、建て替えを行うことが最良であると考えているところでございます。

なお、建て替えする場所は、市街地中心部で教育文化施設や温水プールなどとの利用、利便性を考慮すると現在地で建て替えすることが望ましく、このようなことを含め、できるだけ早い時期に建て替えをする必要があると考えております。

以上、2点についてお答えさせていただきましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） はい、わかりました。大変まていにご答弁をいただきまして本当にありがとうございます。このスポーツセンターにつきましては、町民並びにそれぞれの催し事があったんで外部からもそれぞれの利用者が多いわけです。そういったことを考えるとただいま答弁があったように早急な建て替えの考え方を変えないで、ひとつその辺を踏まえながら進めていただきたいと思います。あとの建て替え等につきましてはのそれぞれのものに対しては、次世代の人にそれぞれお任せをして、私はこの件につきましては、終わらせていただきます。

次に、2問目、長寿会館の建て替えの考え方について、これにつきましては、通告をいたしておりました。先日たまたま地元紙を見たところ菊池町長が3選を目指し、出馬表明にあたってですね、この長寿会館の建て替えを考えるということであったようでございます。

長寿会館は、建設後45年以上を経過しておりまして、老朽化しております。これにつきましては、中央長寿会の会員から早期の建て替えの希望があるようでございますので、町長は考えているものと思いますけれども、そこで、長寿会館の建て替えにあたっての、町長の考えをお伺いいたします。

一つ目、長寿会館の建て替えをするにあたって、この考慮した要因、どのように考えておられるかお伺いしたいと思います。

二つ目につきましては、建て替えには、管理団体、要するに町内会連絡協議会や主に利用しております中央長寿会、仲町町内会、栄町町内会などの関係者との話し合いをどのように進められているかお伺いをしたいと思います。

三つ目、建て替えをするとしたら、設置場所、施設規模などの今後の予定はどう考えられているかお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「長寿会館建て替えの考え方について」3点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「長寿会館の建て替えを考慮した要因はどのように考えているか」とのお尋ねでございます。仲町にあります長寿会館につきましては、昭和43年に町内の有志の呼びかけでお年寄りのための会館を建設しようという声が高まり、町内会地区の多くの方々から趣旨の賛同と多額の寄付をいただき、当時410万円の建設費に対して315万円の寄付を財源に建設され、同年12月13日に会館開きを行ったという記録がございま

す。

長寿会館は、お年寄りのために建てられた施設であり、主に中央長寿会の活動の場となっておりますが、その他隣接する仲町町内会や栄町町内会、町内会連絡協議会、戦没者追悼式の休憩場所、その後の遺族会の総会会場、また、弓道会や秋祭りのほか、中央長寿会が利用していない時には、さまざまな用途で利用されており、大変重要な役割を担っている施設であると認識しているところであります。

しかし、建設から今年の１２月で丸４７年が経過しようとしており、昭和６０年度に一部内部改修をしておりますが、老朽化が著しく、あまり長くは持たないとのことで、当時町と協定を結び、現在も長寿会館の維持管理を行っている町内会連絡協議会から中央長寿会のご意向も踏まえて、平成２５年１１月５日に長寿会館の今後の運営についての要請があったところでございます。

町としましても、長寿会館の重要性と現状は理解するところでありまして、他の施設との関連や一部負担などの関係も整理しながら、前向きに検討したいと回答させていただいているところであります。

次に、２点目の「建て替えに伴い、管理団体の町内会連絡協議会や主に利用している中央長寿会、仲町町内会や栄町町内会などの関係者との話し合いをどう進めますか」とのお尋ねですが、施設の老朽化に伴う長寿会館の建て替えの必要性は十分認識しているところですが、建て替えが実現することになれば、議員からご心配のありました関係者との話し合いの場を設け、できる限りのご要望に応えながら喜ばれる施設建設に努めてまいりたいと考えております。

次に、３点目の「建て替えをするとしたら、設置場所、施設規模などの今後の予定はどう考えていますか」とのお尋ねですが、施設の老朽化に伴い、長寿会館に代わる施設として公共施設や空き店舗等の活用も考えましたが、平成２５年１１月に町内会連絡協議会と中央長寿会との話し合いが行われておりますが、その中で、中央長寿会からは「長寿会館は他の場所ではダメ、サロンと老人クラブの活動は違う」という意見があったとお聞きしております。

それらを考慮しますと、現段階としては現在と同じ場所、また、敷地の関係からも同じ程度の規模になるのではと考えているところです。

また、管理につきましても引き続き町内会連絡協議会に担っていただき資金の一部には同会の財産造成資金として積み立てられた基金の充当も視野に入れさせていただきながら、新しい長寿会館の建設を検討してまいりたいと考えており、本年度、総合計画の実施計画の中に平成３０年度をめどに長寿会館の建設について計上したところです。

しかし、本年は町長の改選の年でもありまして、また、多くの課題が山積し、大変厳しい財政状況の中で現段階では、お約束できるものではありませんが、これまでの経過・利用実態なども踏まえ、町民福祉の向上のため、長寿会館の建て替えは優先すべき課題であるとしております。

以上、お尋ねのありました３点についてお答えをさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○４番（安藤義昭君） ただいま、町長から答弁がありましたけども、大変前向きな答弁

をいただきまして、これはそれぞれ中央長寿会においても、また、それぞれの利用者のほうも期待をしておられると思います。そういったことも踏まえながら、次期町長に対しては、また日を改めて、なったときにはまた要請をしたいと、このように思っています。そういったことも踏まえながら、ぜひ今後努力をしていただきたい。このように思います。

次に、3点目をお願いいたします。

次に、暴風雪対策についてお伺いをさせていただきます。これも今回は建設課長が大変退屈しているようなので、そういった面も踏まえながら質問をさせていただきたいと思います。

今年、暴風雪が何回もあり、例年になく降雪量が多く、除雪作業に従事する職員の皆さまには大変ご苦勞をかけていることを改めて町民の一人として、大変感謝をしております。

さて、忙しくて手が回らないということはあろうかと思いますが、それは理解をしておりますけれども、特に町道交差点では、除雪された雪が高く堆積されていることから、見通しが悪くなっております。交通事故の危険性が高く、児童・生徒の通学に対しても安全に登校できるかどうか心配をしているところであります。

そこで、暴風雪があった後の除排雪体制について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

一つ目、現在の除雪体制について、お伺いをします。

二つ目は、暴風雪により、例年より多く降雪量があった場合、民間の委託を含めて、除雪体制を現状より強化する考えはありませんか。

三つ目に、児童・生徒の通学路、交差点などの除排雪体制を強化する考えはありませんか。

そういったことで、3点ほど質問をいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「暴風雪対策」について、3点のお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「現在の除雪体制」についてであります。はじめに町の直営による除雪体制から申しますと、除雪専用車が2台、除雪ダンプが1台、大型ロータリーが1台、タイヤショベルが2台、グレーダーが1台、小型ロータリーが1台の合わせて8台を10名の技能員と建設課職員若干名で作業を行っているところでございます。

なお、技能員につきましては雇用契約期間の関係上、2月については7名の技能員と日額雇用による臨時作業員、これに建設課職員が若干名で行っております。3月につきましては日額雇用による臨時作業員と建設課職員若干名により、適宜、対応している現状にあります。

また、委託路線の除雪につきましては2社にお願いをしており、1社については除雪ダンプ1台とショベル3台で、もう1社については、ショベル4台とミニショベル1台により作業を行っていただいております。

なお、降雪時には気象情報を逐一注視するとともに、道路状況の把握に努めながら、緊急時の対応等について関係する部署と連絡調整を行っておりますが、天候状況によっては技能員にも協力いただき、職員とともに待機し、緊急出動に備えているところであります。

次に、2点目の「民間委託を含めた除雪体制の強化」についてのお尋ねであります。

議員ご指摘のとおり、本年は例年より多く暴風雪が発生しており、スタック車両が多いことや多くの地域から除雪の要請をいただいている現状を考えますと、少しでも早く道路を開通させたいという思いは強く持っておりますが、各社とも民間の除雪を請け負っている関係もあり、新たに除雪業務を受託できる状況にはないものと理解しております。

また、町の保有している作業機械の台数を考慮しますと、現在の委託割合が適当であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の「通学路交差点などの除排雪体制の強化」についてであります。交差点の現状は通学児童・生徒にとって非常に危険な状況にあることは議員ご指摘のとおりであると認識しており、可能な限り早く排雪作業を実施したいと考えているところであります。

しかしながら、実情を申し上げますと、除雪後の作業としては実践会地区のスクールバス路線をはじめとする道路の幅出し作業等を行い、次の降雪に備えているところであり、これによりスクールバスの遅れや運休が解消でき、結果として臨時休校の事態を回避することが可能となります。

また、交差点の排雪には大型ロータリーが不可欠であります。本年は、ほぼ毎週末に発生する暴風雪と、その後の数日にわたる強風で、高台地域の吹き込みの強い箇所においては、毎日のように大型ロータリーが必要となっており、スクールバスの運行と交差点の安全対策を^{はかり}秤にかけながら現場の職員も頭を悩ませているのが現状であります。

仮に、交差点の排雪を業者に委託するとした場合においては、ショベルでの対応となりますので、作業効率が悪いほか、交通誘導員の配置などの安全対策が課題となります。従いまして、基本的には町主体で一日も早く排雪作業を実施したいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、その時々^のの気象状況を見ながら町と委託業者の連携はもとより、除雪機械の効率的な活用を図りながら、次年度以降の除排雪体制について、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君）。はい、わかりました。わかりましたけれども、1、2点お伺いをさせていただきます。

それぞれのこの防雪対策につきましては、ただいまのそれぞれの答弁で中身はわかりました。ですけれども、要するに小学校、中学校、それから保育所近辺のですね、それぞれの交差点につきましてはですね、非常に除雪した後の雪の高さが高いわけですね。せめて人が通って頭が見えるぐらいまでは、上、雪をはねておけないものではないのでしょうか。それもできないのであれば、ほかの業者をお願いをするという手もあるんでないかと思いますけれども、要するに事故のことを考えた場合、通学路というのは、特にスクールバス等の出入りのするときには、スクールバスに乗ってこられる生徒さんはいいいんですけれども、徒歩で通っている市街地の子どもさんに対しては、大変、雪の山で交差点あたりはまったく見えないんですね。そして車も見えないんです。車はボンネット、自分の運転する運転席まで出なかったら左右が確認できないという部分がありますので、そういったことを考えるとせめて人通りの多い交差点の除排雪、きれいにすれとは言わないけれども、せめて子どもが頭ぐらいまで、顔ぐらいまでは見えるぐらいの排雪というのは必要ではないかと思うけれども

その辺いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） ただいま、特に、末広線の状況かと思えますけれども、除雪後の交差点付近の雪山がどうしても高い。議員ご指摘のとおり、私どもも子どもたちにとって大変危険な状況であることは認識しているところであります。まず、本年につきましては、言い訳のようなかたちになりますけれども、なかなか手が回らなかったという状態もご理解いただければと思えますけれども、ただ次年度以後のことを考えますと、大型店出店だとか、そういったことも来年以降ございますし、今、議員ご指摘のあった部分につきましては、抜本的に除雪の体制そのものも、ちょっと考えていく、検討する時期にきていると思えますので、来年に向けて、今後検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） そうなると今年はやらないということですか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 昨日ぐらいから市街地の特に交差点付近ですとか、そういったところの除雪のほうを手をつけはじめていますので、本年につきましては、最優先で、そちらのほうを配慮したいと思えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） これね早くやらなかったら雪のほうが先に融けちゃう。何日かかってやるのか知らないけどね、こういうものはやっぱりね、せめてあの交差点のいわゆる1m前後ぐらいまでは、それと、長さにして5mか10mぐらいの間、あれは取っておくべきだと思います。これ犠牲者が出ない前に私言うんですけどね、あれは絶対、これ今年ばかりでなくていつもそうですけど、今年は特別だと思います。早速、今日昼からでもいいからやる、そういう考え方ないですか。課長がやるわけでないからわからないですけども。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 昨年まではもう私も先頭に立って、その場所の雪はねしたこともあるんですけども、今回、議会ということもありますので、早速、担当者のほうに話をしまして、対応させていただくということで作業を進めたいと思えますので、ご理解をお願いしたいと思います。ただ一つだけありますのが、あそこのT字路の部分につきましては、ガードフェンスみたいな石があるんです。それで通常でやる機械作業というのがなかなかできないという状況もありますので、手作業になってちょっと時間はかかるかと思えますけれども、早速、何らかの対応させていただきたいと思えますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） 交差点のところには石がありますよね、あの石の高さまで雪をなくせばみんな見えるんです。だからそれを待っているということになれば、即急にやるというけども、これで今日あたり雨降っているから、3日もたてばなくなるかもしれないし。そういうことでなくて、やはり犠牲者が出ない前に、やっておけばよかったとか、そういうことになる前に、言われてからやるんならちょっとね、それぐらいだったら私もやれる

んでないかと思うんですね、その辺、担当者として、いつも職員が見て回っているんだから、見て回っているだけではダメなんです。実行に移して、そしていろいろと見回っている職員もね、いろいろと言われているかと思いますけどね。やっぱり返事と見て回っているだけじゃだめです。やはり実行に移すという考え方を持っていただきたいなと思いますけども、これは課長さん返事できますか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議員のご指摘を踏まえまして、十分に配慮したいと思います。

○議長（橋本憲治君） 安藤義昭君。

○4番（安藤義昭君） これで私の一般質問は終わりたいと思います。

私も昭和54年から、旧庁舎、またこの新庁舎といった関係で、ここに立たせていただきましたけども、長い間3代の町長、また、それぞれの町理事者などに大変お世話になりました。私は退任のあいさつじゃないですけども、本当にここからお別れするのは大変ですけども、ひとつ皆さんのご健闘を祈って、私もここで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋本憲治君） 4番、安藤義昭君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎議事日程の繰り上げ

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は全部終了いたしました。が、会議時間が相当残っております。

議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合は、順次日程を繰り上げて審議することとしておりますので、この際、日程を繰り上げたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、日程を繰り上げることに決定いたしました。

ここで暫時、午前11時15分まで、ちょっと短いんですけども休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時 7分

再開 午前11時15分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたしたいと思います。

◎議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第23号、議案第10号

議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号

○議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明が終わっております新年度予算関連議案及び予算案の審議に入ることといたします。

新年度予算関連議案および予算案の質疑にあたっては、議会運営委員会から提示された審議日程に基づき、進めていくことといたしたいと思います。

それでは、議案第18号、議案第20号、議案第21号、議案第23号及び議案第10号から議案第15号までは、一括議題であり、議事進行上、議長が指定した議案または区分ごとに、1人2回まで質疑することを許します。

それでは、まず、新年度予算関連議案の質疑から行います。

最初に、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号の質疑を許します。議案書86ページでございます。

ご質疑ございませんか。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。87ページの中で退職なされた職員の再任用職員とか特定職員という言葉がありますが、もう少しその、例えば臨時雇用職員ということもあるんだと思うんですが、退職された職員の今後の採用の仕方について、もう少し具体的に説明お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ここでいう再任用職員につきましては、退職後に再任用した職員のことと特定職員というということで表現していますけれども、今うちのほうで今、現状、雇用しているものにつきましては、期限付きの臨時職員ということで、ここでいう再任用職員とはまた別の扱いということになりますので、本町におきましては、ここで該当する職員につきましては、今のところおりません。

○議長（橋本憲治君） 西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。すいません、今現在いないという、うちの町ではないということですが、再任用職員と期限付き臨時職員というのでしょうか、期限付きですから、何年までとか、1年間とか、そういうことなんだろうと思うんですが、待遇の面とか、いろいろな保障の面、もう少し具体的にどう違うのかを他の町では再任用ということ、置戸町でしたか、あるということですが、そこら辺と今後うちの町としては、その辺どういうふうに対応していくのかを教えていただければと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 年金の支給開始年齢が延びているということもありまして、うちの制度としましては、先ほど申し上げました期限付きの臨時職員とそれから、ここでいう再任用職員、町でも運用はつくっておりますけれども、今のところは、再任用職員につきましては、任用する今のところは予定はないということなんです。再任用職員につきましては、例えば共済に入るですとか、そういった待遇が異なってきますけれども、これ90ページをご覧いただきたいと思うんですが、給料表に格付けされているということが大きな違いになっております。この90ページの一番下段のところに再任用職員が月額給料が載っていますけれども、これにつきましては、1級18万5,400円、2級21万2,900円とかってというような、そういった給料が設定されているということでございます。期限付きにつきましては、定額で今のところ19万円程度ですか、ということで今予定しております。ほかにも待遇面ではちょっと細かいところでは異なる点ありますけれども、給料表にまず格付けされている職員と、それから一般の臨時職員との大きな違いがあるということでございます。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 法的に言えば、いろいろと難しい言い方になるんですが、簡単にいけば、臨時職員というのは、頭にどんなものがつこうが臨時職員なんですね一般的に。再任用の職員というのは、これは職員と同等の権限を有するというふうに、だから給料表に載っていますし、定数でいけば職員と同じ定数カウントもされるという、1年間いけばの話ですけど。だから権限が違うということで理解してもらえればと。あと年金のつなぎという部分ございますので、今、課長が若干名、社会保険と、それから共済に入るかどうかという部分で選択の部分ありますけども、それでは差があまりあってもということありますので、ほぼ給料面とそれから福利厚生面等では、そんなに再任用と臨職では差をつけてはいないんですけども、大きくはあんまり使うことないないですけど権限が違うという、例えば税務の職員ってものすごい権限持っているんですよね、そういう部分、臨時だと持てないという部分出てくるんですよ。例えば、差し押さえをするとかという、現場に行ったらそれを隠してしまったら困るからすぐ差し押さえするという状況ってほとんどないですけども田舎では。そういう場合については、職員でできるんですね税務職員って、臨時職員にその権限をつけてもそこまではできないだろうということがあるんです。あくまでも職員の補助というかたちになるんですけども、あと税の情報を見るとかという、そういう部分が職員であると当たり前で辞令を出せばできるんですけども、例えばそういうような権限が職員と臨時では大きく違ってくるとい部分が現実的にはある。だけど今そんなにそれを行使することがないものですから、一色淡な部分あるんですけど、単純に権限が違うというふうに思っていただけだと思います。

今後って、今の時点で職員が選択してもらっているかたちにしているんですけども、それがいいかどうか別ですよ、今、今回で退職される方、去年も退職される方は臨時職員のほうを選択をしていただいているということで、うちが押しつけているわけじゃないですけども、条件は大体同じような福利厚生分出ていますので。ただ一番職員の方が考えてもらっているのは、例えば去年、平塚さんが辞めたとか、生出さんが定年退職になったわけですけども、やっぱり職員の定数の中に1カウントしてしまうと今度は職員の採用ということが出るもんだから、そのことを考慮されてもらっているのかなと思ってはいます。だから本人が再任用の職員というかたちになれば、それはそっちのほうで定数カウントして、その職員をとるとらない別の話ですけども、そういうようなことも考慮されて臨時のほうを選択していただいているのかなとうちでは思っておりますけども。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。今までの説明の中で、ちょっとわからない部分がありますので、職員の定年60歳ですよ今のところ、その中で今この規定の中で55歳に達した日とありますが、55歳になった時点で給与の何か変更とか、いろんなことがあったんでしょうか、その辺55歳と定年時の60歳の給与体系ということでお伺いします。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 55歳に達したというのは、この時点で1.5%本俸が減額になることになるですね。国家公務員なんかでいいますと、例えば年齢がたってきますと

地方から本州のほうに戻ったりとかということで、給与がその時点でグンと上がってしまうというようなこともありますので、それに準じて本町におきましても年齢が高くなった時点で、55歳の段階で1.5%を減じるという措置を国に準じてとっているということで理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 一つだけ質問したいんですが、一般的によくいわれるラスパイレスの関係なんですが、このことでもってどのように変化していくのかなと本町の場合、そういうことをちょっと聞きたいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 昨年12月議会で独自で平成23年からやっていた2%の独自削減、この部分で大体うちのラスパイが100を下回ったということになっていたんですけども、昨年12月でその独自削減を廃止しましたんで、それに伴いまして引き上がることはなるんですが、ただ、今年の1月から昇給幅のところで4号俸上がるところが2号俸になったり、そういった昇給幅の抑制を今後一定期間でやるということで、すぐにラスパイのほうには、それが影響しないんですが、徐々に国の給与水準とほぼ同じになってくるのかなというふうに見込んでおります。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、これをもって議案第18号の質疑を終了いたします。

次に、議案第20号 訓子府町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

ご質疑ございませんか。議案書97ページでございます。

3番、西山由美子君。

○3番（西山由美子君） 3番、西山です。今回の条例に関して私たち議員には全員協議会で説明を受けましたが、この手数料条例を改正するに至る経緯を簡単に説明お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 訓子府町手数料徴収条例の改正に至った経緯ということで、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

今回、提案いたします電子データの地籍調査の成果の電子データの交付ということでございますけれども、東京のある業者さんから地番図電子データを提供してほしいということ公文書の開示請求がございます。本来ですと地籍調査等の成果につきましては、この手数料徴収条例で料金が定められておりますので、そっちの手数料の納付をいただいて申請していただいた上で成果を交付するというのが通常のものになるんですけれども、今回この地番図電子データにつきましては、手数料徴収条例に規定がないため、やもなく、この電子データにつきましても公文書の位置付けがなされておりますので、公文書として開示したということで、その際には、実費をいただくようなかたちで実際にこの成果を交付したところであります。本来ですと地番図というのは、本町でいえば地籍調査図の集成図

というのがあるのですけれども、それしか本来は町民の方々には交付してなかったと。集成図の枚数、市街地と実践会地区あわせますとちょうど31枚になるのですけれども、最低でもその金額をいただかないと公平さを確保できないんでないかということで、今回については、地番図電子データとして、1件につき6万2千円を条例化しようとするものでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 8番、河端です。集成図が31枚で、これは電子データで、例えば全部じゃなくて、ある部分だけほしいという場合もデータ1件ということで6万2千円ということですか。

あと集成図を図面化して渡す場合でしたら1枚2千円ということらしいですが、その辺どのような扱いになりますか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） まず、集成図についてですけれども、部分的なものをほしいという申請があった場合につきましては、CD-ROMに入れる手間、入力というか出力する手間というのは実際何も変わらないので、これについては、一応6万2千円いただくということになります。ただ現実的に申しますと通常一筆単位でほしいという方はペーパーでの交付を求めてきますので、この電子データで一筆分だけほしいという方はまず実態としてないんでなかろうかと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、これをもって議案第20号の質疑を終了いたします。

次に、議案第21号 訓子府町道路占用条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

8番、河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 今まで、このような使用料をいただいていたというのをはじめてわかりました。それで新しく決まった別表があります99ページですね、その中段の中で「変圧塔その他これに類するもの及び公」とあるんですけど、次のところを見ましたら「公衆電話」ということなんですけど、これ公で終わっているんですけど、このままでよろしいのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） ただいま、議案書99ページになるのでしょうか、中ほどにあります「変圧塔その他これに類するもの及び公」ととまっております。エクセル表というか、表で作成したものですから、お許しいただければこの場で訂正をさせていただきたいと思うのですけれども、若干のお時間をいただきたいと思います。申し訳ありません。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 大変恐れ入ります。議案書101ページに訓子府町道路占用条例の一部改正に伴う占用料の新旧対照表というのがございます。この中につきましては、

今の規定そのまま載せてございます。ここに書いてあるとおり訂正をお願いしたいということなんですけれども、今、ご指摘のあった９９ページの中ほどにある分につきましては「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」というのが正しい標記になりますので、大変恐れ入りますけれども追記をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、これをもって議案第２１号の質疑を終了します。

ここで昼食のために休憩をしたいと思います。

議案第２３号に入る前、議案第２３号は質問がきつとたくさん出てくると思いますので、この辺で閉じたいと思います。

昼食のため休憩をいたしたいと思います。

ご苦労様でございました。

休憩 午前１１時３６分

再開 午後 １時００分

○議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたしたいと思います。

ご報告を申し上げます。

山本議員から一身上の都合により、午後から欠席いたしますことのご報告がありましたので、皆さんに報告をさせていただきます。

それでは、次に、議案第２３号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案書１０５ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、これをもって議案第２３号の質疑を終了いたします。

以上をもって、新年度予算関連議案の質疑を終了いたします。

◎議案第１８号、議案第２０号、議案第２１号、議案第２３号、議案第１０号

議案第１１号、議案第１２号、議案第１３号、議案第１４号、議案第１５号

○議長（橋本憲治君） これより、新年度予算案の質疑に入ります。入ります前に予算の質疑については、各区分または議案ごとに１人２回まで、あと戻り質疑は認めないこととし、また、内容は一般質問的な質疑とならないようにご注意くださいと思います。

それでは、まず、議案第１０号 一般会計予算の質疑から行います。

まず、予算書２ページ、一般会計予算から２８ページの歳入、第１２款、第２項、手数料までの質疑を許します。

（一般会計の質疑・答弁についてはテープ保存とし、記載省略）

（議案第１０号の歳入、１２款、使用料及び手数料まで記載省略）

○議長（橋本憲治君） 次に、同じく歳入、予算書２７ページから１３款、第１項、国庫負担金から３８ページ、１４款、第３項、委託金までの質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（一般会計の質疑・答弁についてはテープ保存とし、記載省略）

（議案第１０号の歳入、１３款、国庫支出金から１４款、委託金まで記載省略）

○議長（橋本憲治君） ここで、午後２時まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午後 １時５０分

再開 午後 ２時００分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、同じく歳入、予算書３７ページ、第１５款、第１項、財産運用収入から４６ページ、第２０款、第１項、町債までの質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（一般会計の質疑・答弁についてはテープ保存とし、記載省略）

（議案第１０号の歳入、１５款、財産収入から２０款、町債まで記載省略）

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労様でございます。

散会 午後 ２時１８分